

第6次川口市総合計画案文

3-1. 川口市の沿革

(1) 川口市の地名の由来

川口という地名は、旧入間川(現在の荒川)と芝川が合流する場所であったことに由来するといわれ、鎌倉時代の作とされる「とはずがたり」、室町時代の作とされる「義経記」に記された「小川口」という地名が現在の川口にあたるとされています。

江戸時代には「川口宿」が日光御成道の宿場町の1つとして賑わい、現在と同じ「川口」の名が使われていました。

(2) 川口市の産業の成り立ち

江戸時代に入ると川口はそのほとんどが幕府直轄領となり、代官の支配下で河川改修、新田開発等が行われ、見沼溜井や見沼代用水、赤堀用水などの灌漑治水によって農業が発展しました。中でも植木や苗木の栽培は、明暦3年(1657年)の江戸大火によって焼野原となった江戸へ、植木や草花を供給して以来発展しました。

また、享保13年(1728年)に見沼代用水路の開さくにより舟運・陸上交通が整備されたことに加え、巨大都市江戸での日常物資需要の高まりも相まって、商品の開発、生産、流通が盛んになり、種々の産業が興りました。

鋳物産業は、江戸中期以降は技術の確かさと江戸町民の需要増大によりますます盛んになりました。明治時代には河川交通や街道があったこと、東京市場や京浜工業地帯を近くに控えていたことなどの優位性から、鋳物の生産が増加するとともに、関連産業の分業化が進展しました。その後、川口町駅や新荒川大橋の開設といった陸上輸送の増強や第一次世界大戦の勃発により、川口の鋳物の販路は全国から世界にまで広がりました。

(3) 川口市の市域の成り立ち

昭和8年(1933年)に川口町、横曽根村、南平柳村、青木村の1町3村が合併し、川口市として市制が施行されて以降、数度の合併や分離を繰り返して現在の市域を形成してきました。

昭和15年(1940年)には鳩ヶ谷町、新郷村、芝村、神根村と合併、昭和25年(1950年)に鳩ヶ谷町が分離、昭和31年(1956年)には安行村と合併、昭和32年(1957年)に安行の一部が草加町へ編入、美園村とは昭和35年(1960年)の一部編入及び昭和37年(1962年)の一部合併を行いました。そして平成23年(2011年)10月1日には鳩ヶ谷市との合併があり、新川口市として現在の市域が形成されました。

平成30年(2018年)4月1日には中核市へ移行し、保健所の設置をはじめとして埼玉県から多くの事務権限が市に移譲されました。

3-2. 川口市の特色

(1) 利便性と自然環境が相まった住みやすさ

本市は荒川を隔てて首都東京に隣接しており、都心から 10~20km 圏内に位置しています。この恵まれた立地にあわせ、鉄道は JR 京浜東北線・JR 武蔵野線・埼玉高速鉄道線が通っており、都心への交通利便性が高い立地環境となっています。また国道 122 号や東北自動車道、首都高速川口線が南北に縦断し、東京外かく環状道路が東西に横断しており、都心に加え周辺地域へのアクセスもしやすいという特徴があります。

また、本市は豊かな自然環境を有しています。荒川、芝川、見沼代用水路などからなる水辺空間や、安行台地、見沼田んぼ、都市農地等の緑地空間といった、都心部では貴重な自然環境が多くあります。また、神根地域には施設緑地が整備されており、子どもから大人まで、日常的に自然に触れ、楽しむことのできる場となっています。

このように、本市は都心近郊に位置しアクセスの良い立地でありながらも、豊かな自然環境に恵まれた、都市機能と自然環境が共存共生する住みやすいまちとなっています。

(2) 活発な町会・自治会活動と多文化共生

本市には 230 もの町会・自治会があります。地域の見回り・防犯パトロールや防災訓練の実施、公園の清掃といった、住民が安心して暮らせるまちづくりに加え、地域の祭りやイベントといった住民同士の交流やコミュニティづくりを促進する活動を活発に行っており、町会・自治会を中心に彩り豊かな地域社会が形づくられています。

また、本市では外国人住民数が増加しており、令和6年時点で、政令指定都市及び特別区を除く全国の市区町村において、外国人住民数が最多となっています。こうした中、外国人住民に対する多言語での行政サービスの案内や日本語指導の実施、日本人住民に対する国際理解教育の推進、日本人と外国人の交流促進が行われています。

(3) 江戸時代からの歴史と豊かな文化・芸術環境

本市は、江戸時代中期に舟運・陸上交通が整備されて商品や人の行き来の流通が盛んになり、さらには、幕末期にかけて鋳物や植木、織物、和竿等の製造業が興り、「ものづくりのまち」として発展してきました。それらの産業とともに市民には文化芸術の礎が育まれています。江戸時代に日光御成街道の宿場町として栄えた歴史もあり、川口宿及び鳩ヶ谷宿の周辺には歴史的建造物も残っています。

また、本市では、固有の有形無形の文化財が歴史的に価値のある文化遺産として認識され、守られ、これまでにコンサートや茶会、美術作品の展覧会場としても活用され、多様な市独自の文化芸術活動の発表の場になっています。

さらに本市には、映像関連産業の集積地や文化芸術の拠点も多くあり、伝統文化・芸術の保存・活用と新たな文化の創造・発信の素地があります。

(4) ものづくりの伝統と新たな産業の創出

本市は、大消費地である東京に隣接していることを背景に、伝統的な鋳物工業をはじめ、機械工業、木型工業などによる「ものづくりのまち」として、産業界と行政が緊密に連携しながら発展し、中小企業の集積が進みました。また、植木を中心とする花きや草花の生産や造園といった緑化産業も本市の特徴ある産業の一つであり、特に安行植木は全国的にも知名度が高く、海外への普及も進んでいます。

近年では、製造業の事業所数・従業者数は減少傾向にあるものの、全産業に占める製造業の割合は全国平均より高く、製造業は依然として本市の代表的な産業といえます。他方、医療・福祉産業など市民生活に密着したサービス産業の集積が進行しており、本市の産業構造は大きく変化しつつあるほか、映像関連産業を核とした次世代産業の創出・集積も進みつつあります。

(5) 持続可能な都市・成長に向けた先進的な取り組み

環境省では、「2050 年に温室効果ガスの排出量又は二酸化炭素を実質ゼロにすることを旨とする首長自らが又は地方自治体として公表された地方自治体をゼロカーボンシティとしています。

本市においても、令和4年(2022年)3月、定例市議会において、ゼロカーボンシティを宣言し、その実現に向けた取組を実施されています。

また、本市は、令和6年度(2024年度)「SDGs 未来都市」及び「自治体 SDGs モデル事業」に内閣府から選定され、経済・社会・環境の3つの側面で自律的な好循環を生み出す取組を実施しています。

3-4. 社会情勢の変化

(1) アフターコロナ

コロナ禍より始まったテレワークの全国的な普及に伴い、転居意向が高まっています。令和5年度に国土交通省が実施したテレワーク人口実態調査では、テレワーカーの約4割が、転居意向があるか、実際に転居をしたと回答しています。さらに、転居意向がある人のうち約7割が東京23区外への転居を希望しており、「住宅の広さ」「家賃・生活費の広さ」といった点が転居意向に影響しています。

また、コロナ禍にはオンライン会議やキャッシュレス決済が普及するなど、デジタル技術の重要性が飛躍的に増しています。行政機関においても、令和元年より地方税の電子納税システムの導入などキャッシュレス化に向けた取組が進められています。

これら居住意向の変化やデジタル技術の重要性の高まりは不可逆的な変化であることから、人々の居住ニーズに合わせたまちづくりや、デジタル化に向けた取組を進めるとともに、デジタルデバイド解消のための対策を行う必要があります。

さらに、今後も同様のパンデミックが起こりうることから、コロナ禍の経験を教訓とした体制構築を行う必要があります。

(2) 少子高齢化・人口減少社会の進行

少子高齢化が進行する我が国の人口は、平成 20 年の約1億 2,800 万人をピークに減少に転じ、令和6年(2024 年)1月には約1億 2,400 万人となっています。出生数は年々減少を続け、令和5年(2023 年)には約 75 万人を割り込む一方、老年人口(65 歳以上)は約 3,600 万人に達し、総人口の約 29.1%を占めています。

(本市の人口の傾向について記載)

少子高齢化の進展に伴い、行政需要の高まりと、需要増に対する供給不足が予想されます。これに対応するため、デジタル技術の活用や公民連携で民間事業者のノウハウを活用するなど、行政の体制整備や効率化の促進が求められています。

(本市の人口移動の特徴について記載)

(3) 外国人住民の増加

日本社会では在留資格の多様化や近年の国際化に伴い、コロナ禍の影響があった数年を除き国内の在留外国人数が年々増加しています。本市では特に外国人住民が急増しており、令和6年(2024 年)1月時点で、政令指定都市及び特別区を除く全国の市区町村において、外国人住民数は最多となっています。

また、本市の外国人住民のうち、生産年齢人口(15~64 歳)は全体の約8割を占めており、日本人人口の少子高齢化が進む中で社会の担い手になりうる層であると言えます。

本市では、行政サービスの多言語案内や日本語教室の開催といった外国人住民への支援に加え、日本人住民と交流できるイベントの開催など、多文化共生社会の実現に向け様々な取り組みが行われています。一方で、一部外国人による犯罪行為に加え、夜間の騒音やごみの不法投棄、公園内でのマナー違反など、トラブルも発生しています。犯罪行為に対しては毅然とした対応をしつつ、日本人住民と外国人住民が共に多様な価値観を認め合い、外国人住民が地域社会の担い手として活躍できる多文化共生社会の実現に向け、さらなる取組を進める必要があります。

(4) 地域共生社会の実現

少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化等、社会情勢の変化に伴い、8050 問題や世帯全体が孤立している状態、介護と育児のダブルケア等、分野横断的な対応が求められる課題や、制度の狭間にある課題が顕在化しています。これらの課題を解決するため、国においては「地域共生社会」の実現を目指し、社会福祉法等の関係法令を改正しています。市町村においては、既存制度の縦割りにとらわれず、福祉の領域を超え、他分野（保健医療・住まい・就労及び教育等）との連携により、様々な課題を解決していくことが求められています。

本市においても、支援のあり方を「縦割り」から「丸ごと」にしていく視点を重視し、「地域共生社会」の実現に向けた新しいステージへ舵を切るため、令和6年(2024 年)に川口市地域共生社会推進計画を策定しました。本計画に基づき、地域での支援体制を円滑に構築・実践できる仕組みをつくるため、地域住民による「包括的な相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に支援する、重層的支援体制整備事業を本格的に実施しています。

本市でも、分野横断的な対応が必要な課題や制度の狭間にある課題等、多様な課題について相談ができる窓口へのニーズが高まっているほか、市民と地域のつながりが希薄化している傾向も見られており、今後さらに川口市独自の支援体制を構築していくことが必要となります。

(5) 子ども・子育て施策の推進

令和5年(2023 年)4月にこども家庭庁が設立され、同時にこども基本法(令和 4 年法律第 77 号)が施行されました。こども家庭庁では、「こどもまんなか社会」を掲げ、この実現に向けて、子どもの権利尊重を位置づけたこども基本法の着実な施行や子どもの成長環境の提供、結婚・妊娠・出産・子育てへの一体的な支援、誰一人取り残さない成長保障等を政策として位置づけ、我が国における子ども政策の加速が期待されるとともに、地方自治体に対しても、こどもまんなか社会の実現に向けた対応が求められています。

こうした中、本市の出生数は減少し、令和5年(2023 年)の合計特殊出生率は 0.95 となっており、全国平均の 1.20 を下回るなど本市の少子化は全国平均と比べて深刻化していることから、本市が子どもを産み・育てるまちとして選ばれるよう、妊娠出産の支援や就学前教育の充実化を始めとして、妊娠・出産・子育てに魅力あるまちとなる進める必要があります。

さらに、子どもにとっても真に魅力あるまちとなるよう、子どもの権利を尊重し、当事者である子どもや保護者の意見を政策に反映するとともに、子どものバックグラウンドに関わらず、誰もが健やかに生き生きと暮らせるまちづくりを進めていくことが重要です。

(6) 地域産業の変化

現在日本では、長引く円安傾向や、国際情勢による材料費やエネルギーコスト高騰によって物価が上昇しており、今後もこの傾向が継続することが考えられます。また、全国的な少子高齢化に伴い、深刻な人手不足や、後継者不足による廃業が課題となっています。中小企業庁「2024 年版中小企業白書」によると、従業員過不足 DI は-23.2 と過去 10 年間で最も低い値となっており、6割以上の中小企業・小規模事業者で人手不足が問題になっているほか、半数程度の中小企業・小規模事業者で後継者が未定となっています。

中小企業・小規模事業者においては、特に物価や人手不足の影響を受けやすいため、**早急な対応が求められますが、取り組みを十分に実施している企業は少数です。**DX 化やロボットの導入によって、人手不足の中で業務の標準化・自動化を実現しつつ、売上高増加につながる省力化投資や、単価の引き上げによる生産性・付加価値の向上といった対応が取組として重要になります。また、十分な人材確保のためには、物価に見合った賃上げを実施することが必要であり、賃上げの原資確保のためには価格転嫁の促進が重要です。**後継者問題については、M&A による事業継承も含めた選択肢も検討の対象となります。**

(7) DX の進展

IoT、AI、RPA などに代表される新技術の普及が急速に進んでおり、市民生活や産業に大きな影響をもたらしています。技術の革新に伴ってDXの取組が拡大しており、業務や学習に AI を活用する動きが現れる一方、AI の不正確な返答や、著作権問題など、新しい技術の活用にはリスクも存在します。また、デジタルデバイドや、中小企業での DX 化の遅れ**の**が問題が指摘されています。**となっています。**

本市では、令和5年(2023 年)に川口市 DX 推進指針を策定し、「市民サービスの向上」「市役所業務のデジタル化」「デジタル化の基盤・環境整備」を基本方針として、**誰一人取り残さないデジタル社会の実現を目指しています。**また、**汎用申請サービスを利用した行政手続のオンライン化、支払のキャッシュレス化等の取組によって、市民サービスの向上を図っています。**

新技術については、リスクを踏まえて検討を行い、課題解決に活用することが求められます。また、外国人を含むすべての市民が技術を活用できるように、デジタルデバイド対策を行っていく必要があります。さらに、DX 化が十分でない中小企業や事業者に対しては、**様々な川口市 DX 推進補助金や、川口商工会議所による支援を通して、DX 導入・実行を拡大していくことが求められます。**

(8) 脱炭素社会の実現

平成 27 年(2015 年)のパリ協定において、世界共通の目標として「世界的な平均気温上昇を工業化以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」「今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成すること」が掲げられました。このパリ協定を受けて国は、令和2年(2020 年)10 月、2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

本市は令和4年(2022 年)3月に、**2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」**を宣言し、2030 年度までに温室効果ガス排出量を 46%以上削減(平成 25 年(2013 年)度比)する中間目標を掲げて**おり、います。このため、地球温暖化対策活動支援金による**太陽光発電・蓄電池・電気自動車などの導入支援、新設・改築の公共施設の ZEB 化の実行、**川口市の森林環境譲与税を活用した連携先自治体の森林整備に協力する**カーボン・オフセットの取組など、脱炭素社会の実現に向けた取組が求められます。

(9) 自然災害の頻発・激甚化

近年、台風・集中豪雨などの自然災害が激甚化・頻発化しています。また、首都直下地震も今後30年以内に70%程度の確率で発生すると予想され、災害対策の市民ニーズは強まっています。

本市では、首都直下地震で市の南部を中心に最大震度6強の揺れが想定されているほか、荒川が決壊した場合には市の南部・西部の浸水が想定されています。市内ではまだ旧耐震基準の建築物も多く、耐震診断や耐震改修の促進が引き続き求められます。防災・減災対策、災害復旧を見据えたまちづくりに取り組む一方、市民や事業者との連携体制の強化、地域での共助の仕組みづくりを進めるなど、災害に対するレジリエンスを向上することが重要です。

加えて、本市は ICS(Incident Command System)に即した危機管理体制を整備しました。また、防災情報発信のため、危機管理課が新設した SNS を活用するなど、避難情報等が市民に届きやすくなるよう、伝達方法を検討・導入していきます。さらに、国や全国自治体からの受援体制構築を含め、情報技術を活用した防災 DX による効率的な災害体制・連携の強化が必要です。

生活再建に向けた避難所の生活環境の充実・改善も不可欠であり、要配慮者支援やジェンダー視点も含めた安全・安心な避難所運営が求められています。